

No.	頁	質問項目	質問内容	回答
1	1	基準時について	規則・告示改正の施行時期は6月1日とされており、かつ申請書に係る規定は6月1日以降に確認申請を行なうものに対して適用と記載されているが、軽微変更についての取扱い、6月1日以降に着工した物件に対してのみでよいのか？	軽微な変更に係る規定については、平成22年6月1日以降に着手される計画の変更に係る工事について適用されることとなります。また、確認申請図書に係る規定については、平成22年6月1日以降に行う確認申請に対して適用されることとなりますが、同日以降に旧確認申請図書による確認申請を受けた場合については、簡素化の趣旨を踏まえ、弾力的に取り扱って下さい。
2	1	基準時について	行政報告様式の変更(第1号様式～7号様式)の使用は、6月1日以降に報告するものについて適用と判断してよいのか？	貴見のとおりです。
3	1	施行時期	施行日は平成22年6月1日となっています。 1. 申請図書に係る規程は確認申請を行う費(受付日) 2. 軽微な変更に係る規定は変更箇所の施行日が6月1日以降から適用と考えてよろしいでしょうか。	軽微な変更に係る規定については、平成22年6月1日以降に着手される計画の変更に係る工事について適用されることとなります。また、確認申請図書に係る規定については、平成22年6月1日以降に行う確認申請に対して適用されることとなりますが、同日以降に旧確認申請図書による確認申請を受けた場合については、簡素化の趣旨を踏まえ、弾力的に取り扱って下さい。
4	9	1) 補正対象について(補正が認められる「不備」)の扱いについて。	「申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるもの」についても補正を行うことができると記載されています。このことばの事例として、P15【モデル事例4】構造スリットの質疑に対する回答では、構造計算の再検討により結果として、断面、配筋に変更がない補正となっていますが、合理的に推測という枠の中に、再計算という行為は含まれるのか理解したいものを感じます。再計算することにより審査期間がのびることがあっても短くなることは考えられないからです。合理的なるものは構造図なのか計算書なのか明確に記載されていません。正となるものは、設計者の意図している内容にそった補正(設計者の判断)ということの理解でしょうか。この事例は、審査期間短縮に逆行することになるのではないのでしょうか。	建築主事等の指摘による建築計画を建築基準関係規定に適合させるために必要な修正箇所が「補正」の対象となり、申請者等の意思により計画の変更を行うことは、補正の対象となりません。
5	9	確認審査の迅速化関係	新チェックシートの使用開始について ・1号様式～3号様式については6/1以後確認申請のあった物件から ・4号様式～6号様式については6/1以後検査実施物件からと理解してよろしいか？	Q2と同趣旨
6	9	構造適合判定を求めた後の意匠・整備図書の補正	構造適合性判定を要する物件において、意匠、設備審査が未済の状態で適合性判定を求めた場合、以後の意匠、設備図書の補正はどのような形で行うのか？(判定機関が保管する図書も補正する必要があるのか？)	判定機関が保管する図書においても随時補正を行うことが可能です。
7	9	補正対象について	例えば、最高限度の高さを上回っているような、明らかに法に適合していない設計図書を最高限度高さ以下に「補正」することは「関係規定に適合させるための補正」の対象として扱ってよいでしょうか。	御指摘の申請図書等は、一般に適正な確認申請書とは認められないと考えられます。なお、建築主事等の指摘による建築計画を建築基準関係規定に適合させるために必要な修正箇所が「補正」の対象となり、申請者等の意思により計画の変更を行う場合にあっては、補正の対象とは認められません。
8	10	延長通知について	適合性判定物件については、適合性判定機関からの35日の延長通知により法6条第12項の延長通知を発行していたが、法定通知によらない補正等の書面の交付は審査日数のカウントが止まらないことから、35日の延長通知を適合性判定機関へ依頼する前に建築主事等が通知することは可能ですか？	規則第二条4項のいずれかの号に該当し、かつ法定期間内に確認済証を交付することができない合理的な理由があるときにあっては、可能です。
9	10	確認審査等に関する指針(H19告示第835号)の改正の解釈	改正告示の指針の第1第5項第3号の本文中、「…通知書(以下この号において「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」という。)を交付すること。この場合において…」の「この場合」とは、「適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付した場合」と解してよいですか。そうであれば、一般建築物用のマニュアルのP. 10～11でいう補正等の書面の交付は、適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付が前提となりますが、そのように解してよいですか。	今回の改正により、申請書等に不備がある場合又は申請者等の記載事項に不明確な点がある場合については、申請書等の補正等を書面で求めればよいこととなりました。改正後の告示をご確認下さい。

No.	頁	質問項目	質問内容	回答
10	10	軽微な変更通知	4号建築物で補正に7日以上かかる場合、現行の期限付き法定通知で期間を延長して補正させることは、引き続き可能でしょうか。その際の根拠は？	申請書等の不備により、法第6条第4項の期間内に建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない等の正当な理由がある場合、法6条第13項により、法定通知を行うことができます。法定通知以降の申請者が補正等に要する期間は同項の期間には含まれません。法定通知後も申請者が申請書等を補正し提出することにより、審査の再開は可能です。
11	10	軽微な変更	確認申請時のあらかじめ検討の範囲内であれば、変更確認は、今までと同様に必要なしでよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
12	10	法定通知、補正を求める通知の扱い	これまでの補正等の手続きとして、審査期間内であれば時期に関係なく法定通知である「適合するかどうかを決定できない旨の通知」に補正内容、期限等を記載して通知していましたが、今回の運用改善により補正を求める任意書式の書面交付が追加されたということかと思いますが、補正を求める「適合するかどうかを決定できない旨の通知」を行うには「正当な理由」が必要ということでしょうか。補正期間が2週間程度ということですが、例えば審査期間が35日の申請で1週間で指摘が出揃い補正を求める場合、2週間でプラスしても審査期間内であれば法定通知をする正当な理由がなく、任意様式による書面交付をしなければならないということでしょうか。また、そうである場合、指摘が出揃うまで30日が経過していれば(残日数が2週間に満たなければ)、即法定通知をだす正当な理由なるのでしょうか。	今回の改正により、法定通知は「正当な理由があるとき」通知するものと明確化しました。正当な理由には、申請書等の不備により、法第6条第4項の期間内に建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない場合等が該当します。
13	10	補正等の手続きに係る「相当の期限」について	「相当の期限」の目安として2週間以内との記載があるが、補正または追加説明書を求める期限は法第6条第4項の法定期限を越えて設定することは可能か。	不可能です。補正等の書面の交付の際の提出期限は、法第6条第4項の期間内に建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できるように設定してください。なお、当該期限内に申請者が申請書の補正等を行わなかった場合には、法定通知を行うこととなります。
14	10	補正等の手続きについて	今回の改正で「正当な理由」がある場合に法定通知を行う事を明確化した。とあるが、従来より法律で明確であったはずだ。とすれば、何を意味するのか。「正当な理由」についての解釈を変更するという事なのか。	今回の改正により、補正又は追加説明書の提出は法定通知でなく書面で求めることとなり、法定通知については、法定期間内に建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない場合等の「正当な理由」があるとき行うことが明確化されました。
15	10	補正等の手続きについて	意匠審査と整合性審査の結果、並行審査を行わないことにした場合、35日以内に確認済を交付できる見込みがほぼなくなるが、初めから法定通知により補正等を求めて良いか。	35日以内に確認済証の交付ができないと判断した時点で、法第6条第12項に基づき延長通知を行うこととなります。また、一般建築物用マニュアルP24にあるとおり、法定期間内に審査が終了しないとき又は申請者の作業期間が概ね2週間を超える場合には法定通知を行うこととなります。(法定通知を行った場合には、当該法定通知以降の期間は法定期間に含まれません。)
16	10	法定期間について	法定通知を行った場合には、当該法定通知以降の期間は同項の期間に含まないとありますが、期限内通知の場合に、補正等が行われた日以降の日数も法6条4項の期間に含まないのでしょうか？	Q19と同趣旨
17	10	法定期間について	書面による訂正を求めた日以降も法6条4項の日数に含まれるとの事ですが、指定確認検査機関の場合は、契約書に契約期間から補正に係る日数を除く旨を記載することは可能でしょうか？	民間同士の契約ではありますが、今回の運用改善の趣旨に鑑み、契約期間に補正に係る相当程度の日数を入れていただくことが望ましいと考えております。
18	10	補正等の手続きについて	1号から3号建築物の場合、告示に基づく補正等の書面の交付後でなければ法定通知(法第6条第13項等)を行う事ができないか。(補正等の書面の交付を行わず法定通知を行えるか)	今回の改正により、法定通知は「正当な理由があるとき」通知するものと明確化しました。正当な理由には、申請書等の不備により、法第6条第4項の期間内に建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない場合等が該当します。
19	11	法定通知における審査日数の考え方	法定通知を発行すれば、その後、審査日数はカウントされないのか？追加説明書の提出があっても審査日数はカウントされないように読めるが？	法定通知以降の申請者が補正等に要する期間は法第6条第4項の期間には含まれません。法定通知後も申請者が申請書等を補正し提出することにより、審査の再開は可能であり、審査の再開後の期間は、法第6条第4項の期間に含まれません。

No.	頁	質問項目	質問内容	回答
20	11	法定通知を行う場合の「正当な理由」について	「正当な理由」に該当するものの具体的例示をされたい。 (例えば、マニュアルP22図4でいう「通常審査」と判断するときやその他具体的な判断根拠について)	一般建築物用マニュアルP11を参照して下さい。
21	11	[表1]補正等の手続きの概要について	「建築主事等が期限を定めて申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求めることができます。」とあるが、改正後の確認審査等に関する指針の第1第5項第三号では、法定通知を交付後においては、補正又は追加説明書が行われたらこれらを審査する旨の記載が削除されている。どう理解すればいいのか？	今回の改正により、申請書等に不備がある場合又は申請者等の記載事項に不明確な点がある場合については、申請書等の補正等を書面で求めればよいこととなりました。なお、正当な理由がある場合は、法定通知を行うことも可能であり、法定通知後も申請者が申請書等を補正し提出することにより、審査の再開は可能となります。
22	11	[表1]補正等の手続きの概要について	補正等の書面と法定通知による補正方法に違いはあるのか？(補正等の書面による補正は任意のため差替可能になったと理解しているが、法定通知後の補正は差替不可のまま理解している。)	補正方法に違いはありません。なお、書面の交付以降の申請者が補正等に要する期間は法第6条第4項の期間に含まれますが、法定通知以降の申請者が補正等に要する期間は法第6条第4項の期間には含まれません。
23	11	[表1]補正等の手続きの概要について	運用方法の欄で、「補正等の書面の交付以降の期間も確認審査期間に含まれます」とありますが、これでは補正等の期限を審査側で定めても、申請者側の都合でこれを超え、法定審査期間を超えてしまうような場合、法定通知に切り替えることとなり、非常に不合理に感じる。補正等の書面の交付以降、申請者側での補正期間については確認審査期間に含まないこととするのが妥当な運用と思われるが、如何か。	法第6条第13項において法定通知を行うのは正当な理由がある場合とされており、今回、正当な理由の内容を整理したところです。このため、通常は補正等の書面の交付により指摘を行い、正当な理由に該当する場合に、法定通知を行うこととしています。
24	11	法定通知	法定通知欄では「期限を定めて」とされていますが、期限を定める法的根拠がありませんので、建築主事が任意で定めることができる、という解釈でよろしいでしょうか？逆に期限を定めないことも可能でしょうか？期限と無期限を使い分けることができる運用であれば、期限又は無期限とする目安をご教示ください。	法定通知により、審査を終了させずに、申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求める場合は、円滑かつ適確な審査手続きとするため、通常、期限を定めるべきであると考えております。
25	12	申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める書面	「申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める書面」にある「担当者名」とは確認検査員の資格を有する者と解してよいか？もしくは指定機関等に所属する社員等であれば資格等は問わないのか？	指定機関等に所属する社員等であれば資格等は問いません。
26	12	補正等の書面の交付	補正等の書面の交付は、適判機関においても同様に行う必要があるのか？(現状では、「判定できない旨の通知」を建築主事に対して行っているが、これを補正等の書面の交付に変える必要があるのか？)	補正等の書面の交付は、適判機関においては行う必要はありません。
27	13	確認申請図書の補正方法について	申請図書に不備がある場合、修正後の申請図書で修正前の申請図書を補正することが可能となったとありますが、不足していた検討内容図書の追加も同様の扱いと考えてよろしいでしょうか？それとも、追加説明書として別途添付する必要があるのでしょうか？	追加説明書として別途添付する必要があります。なお、図書の補正、追加説明書の追加ともに手続きは同等のものとなります。

No.	頁	質問項目	質問内容	回答
28	13	確認申請図書の補正方法について	補正の方法として、構造計算書を全ページ差し替えるのは適法な方法なのでしょうか？	建築主事等の指摘による建築計画を建築基準関係規定に適合させるために必要な修正箇所が「補正」の対象となります。補正の方法として、旧構造計算書を新構造計算書で補正することは当然考えられます。
29	13	補正を求める際の書面	補正又は追加説明書を求める事項の別紙には、必ず申請者等の回答を記入する必要がありますか？	一般建築物用マニュアルP13に記載してある【モデル事例2】は、あくまでも事例であり、必ずしも当該事例と同一とする必要はありません。
30	15	旧図面を新図面に補正する場合の「旧図面」の取り扱いについて	建築確認手続き等の運用改善マニュアル「一般建築物用」P15【表2】図面の補正方法の②「建築主事等が新図面により旧図面の補正を求めた場合の旧図面の取り扱いについて、従来は「旧図面」の上に「新図面」を乗せて「差し込み」としていましたが、昨日の講習会の内容では、「旧図面」を破棄できるようなニュアンスでした。改善後は「差し込み」ではなく、「差替え」ができるかと判断してよろしいのでしょうか？	一般建築物用マニュアルP15に示してあるとおり、図面の補正の方法として、旧図面を新図面で補正し、建築主事等の判断により、旧図面を破棄等することが可能となりました。
31	15	【表2】図面の補正方法、②の新図面について	「構造審査・検査の運用解説(修正：平成20年2月22日)」のP22の表、添付方法書の番号1行の追加の方法に「(補正部分を赤書きで明示)」と記載されています。本マニュアル②の新図面は、補正部分を赤書きで明示したものと考えてよいでしょうか。	必ずしも、補正部分を赤書きで明示する必要はありません。ただし、審査側が必要であればのように求めることもありえます。
32	15	補正について	【モデル事例4】構造計算書の補正の指摘 番号1構造計算書 は計算結果に合わせて設計方針を補正するとありますが、この例ですと計算ルートが変更されることになると考えられます。計算ルートの変更は補正対象でしょうか。	建築主事等の指摘による建築計画を建築基準関係規定に適合させるために必要な修正箇所が「補正」の対象となります。
33	15	【モデル事例4】の構造スリットの位置が計算書と図面で相違する場合の扱いについて	本事例は申請前の設計作業が不十分であった為に生じた申請者の都合によるモデル化の変更であり、一貫構造計算をやり直して新たな構造計算書を作成することは、確認申請途中の設計変更にあたると考えられます。構造計算書の差し替えや訂正ができないことに該当するのではないのでしょうか。	建築主事等の指摘による建築計画を建築基準関係規定に適合させるために必要な修正箇所が「補正」の対象となります。
34	15	補正について	「主事が求めた場合」とあるが、申請者側より誤記等により補正を新図面にて行いたい旨の申し出があった場合、新図面での補正は可能か？	申請者等の意思により計画の変更を行う場合にあっては、補正の対象とは認められませんが、申請者の誤記等の申出を建築主事等が建築計画を建築基準関係規定に適合させるために必要な修正箇所と判断した場合は、補正の対象となります。

No.	頁	質問項目	質問内容	回答
35	15	補正について	旧図面を新図面で補正する場合とあるが、「申請書」についても同様に修正後の新申請書による補正が可能か？	可能です。
36	15	図書の補正方法	図書の補正方法は申請者等の側で適切な方法を選択すればよく、建築主事等は必ずしも方法を指定しなくていいと考えて良いでしょうか？	図書の補正方法は建築主事等が指定することとなります。申請図書等の補正により不要となった申請図書等の取り扱い、建築主事等の判断に委ねられます。(返却、保存いずれも可)ただし、補正等の書面の交付による建築主事等と申請者等のやりとりは審査の経過に係るものとして保存することが必要です。
37	18	適判審査について	整合性および形体制限の審査を行った時点で、適判機関へ設計図書を送付して並行審査を行うと、適判以外の審査および補正を終了してから送付する現在の審査方式(その時点での出し直しも含めて)に比べると、適判機関へ送付してから、取り下げなければならない可能性があがるので(整合性および形体制限の審査で、出来るだけそういった事態を避ける努力はしたとしても)、申請者側としても、今までの方式を使用してほしいとの意見もありますが(適判機関へ書類を送付した時点で、適判に係る申請料が返却できないため)、その点についてどう考えていますか。	確認審査の迅速化を図るため、できる限り確認審査・適判審査の並行審査を行っていただきたいと考えておりますが、一般建築物用マニュアルP22に記載のとおり、建築主事等の判断(場合によっては、申請者の意向を加味)により、「並行審査」を選択することでむしろ審査期間が長くなると想定される場合にあっては、「通常審査」とすることもありうると考えております。
38	19	並行審査について	並行審査において、適判機関はピアチェックなどの理由により審査期間を延長しない限り、14日間で審査することになっている。適判機関から建築主事へ指摘事項の通知が早くても、建築主事側の指摘事項のとりまとめが遅い場合、その途中で適判機関としての審査期限を超過することが想定される。このため、適判機関は期間延長を長めに取らざるを得なくなるのでは？(P24の迅速化のイメージ図においても、適判機関では1W+申請者作業2Wの3Wを見込んでいます。)	指針告示において、建築主事等は、適判の判定結果通知書を受ける前に、構造に係る確認審査を行うことを定めています。
39	19、20	構造適判並行審査について	並行審査において、不整合等が多数ある申請書等の場合は、審査の手戻りが発生してしまうとあるが、「不適合」又は「適合するかどうか決定できない(無期限)」に該当する以外は、何度でも構造計算適合性判定の審査を実施してもらえるのか？	確認機関においては、適判の結果の交付を受ける前に、構造に係る確認審査を終わらせておく必要があり、基本的に適判の結果の交付後に再度適判を実施することは想定されません。並行審査の実施にあたっては、その手法について適判機関と事前に協議しておくことが必要と考えております。
40	20	並行審査が可能であるか否かの判断について	指針告示には、特段、並行審査に伴って「整合性審査」が行うべき事項として定められてはいないと思われませんが、よろしいか。	指針告示に明記されてはおりませんが、一般建築物用マニュアルP20Iに記載のとおり、適判を依頼する前に、意匠審査において構造計算に影響する問題がないこと、意匠図と構造に不整合がないことを確認し、平行審査が可能であるか否か判断することが必要となります。
41	23	適判審査と消防同意の関係	現在、消防同意が先で適判審査の判定が後ですが、この並行審査についてはどうなりますか。	一般建築物用マニュアルP23に記載のとおり、消防同意手続きと確認審査との並行審査を検討することにより、一層の迅速化を図ることが可能となると考えております。
42	23	消防同意手続きとの並行審査に関する事	消防同意手続きとの並行審査を実施するにあたり、各種手続きを円滑に進める目的から、図書の整合性の確保方策(様式の活用による情報共有等)とあるが「様式の活用」の「様式」とは？	消防機関と確認機関とで図書の整合性の確保等を図るため用いるチェックシート等を想定しています。具体的方策については、消防機関と調整して下さい。
43	23	消防同意手続きとの並行審査に関する事	消防同意手続きとの並行審査を実施するにあたり、手続き方法の運用マニュアル(消防同意の求める時期、手続きに要する図書数、送付に関わる正本又は副本の別、図書の整合性の確保対策等)を作成してもらえないか	消防庁から地方の消防機関に対して、消防同意手続きと確認審査の平行審査の実施の促進等に係る通知を发出しておりますので、消防機関と調整を行って下さい。
44	23	消防同意手続きとの並行審査及び軽微な補正について	消防同意中の消防設備に対する軽微な補正に関して所轄消防署で申請者等による補正及び追加説明はできないのか？現在は軽微な補正であっても同意依頼が差し戻されるので非常に時間がかかる。	消防庁から地方の消防機関に対して、消防同意手続きと確認審査の平行審査の実施の促進等に係る通知を发出しておりますので、消防機関と調整を行って下さい。

No.	頁	質問項目	質問内容	回答
45	24	確認申請と構造計算適合判定審査の並行審査	35日の延長通知を行う場合の流れを示してほしい。	補正等の書面の交付にあたっては、「相当の期限」を定めて補正や追加説明書の提出を求めるとなりますが、「相当の期限」の目安としては、内容におうじて概ね2週間以内の一定の期間が適切と考えられます。「相当の期限」を経過しても補正等の求めに対する回答がない等の場合、法定通知を行うこととなります。(法定通知を行った場合には、当該法定通知以降の期間は法定期間に含まれません。)
46	24	確認申請と構造計算適合判定審査の並行審査	不備の多い申請約56日の場合は、延長通知や法定通知をいつ行っているのかを示してほしい。	35日以内に確認済証の交付ができないと判断した時点で、法第6条第12項に基づき延長通知を行うこととなります。また、一般建築物用マニュアルP24にあるとおり、申請者の作業期間が概ね2週間を超える場合には法定通知を行うこととなります。(法定通知を行った場合には、当該法定通知以降の期間は法定期間に含まれません。)
47	24	【図5】建築確認審査の迅速化のイメージ図について	消防同意の手続き期間が入っていませんので、消防同意期間を入れたもので作成してください。P23 3)消防同意手続きとの並行審査のところで記載されている「建築主事等が・・・消防機関と調整を行うことが望ましいと考えられます。」についてですが、これは国土交通省と消防庁との協議の調整によるのではないのでしょうか。このあたりの調整はなされているのでしょうか。	消防庁から地方の消防機関に対して、消防同意手続きと確認審査の平行審査の実施の促進等に係る通知を发出しておりますので、消防機関と調整を行って下さい。
48	24	建築確認手続き運用改善に関すること	当指定確認検査機関では、事前審査を迅速化、円滑化のため申請者の希望により行い、そのため現状、確認処分はスムーズに実施しています。法改正後、事前審査は問題となりますか	事前審査については、引き続き実施頂いて差し支えありません。
49	24	事前審査について	今回の制度改正に関し、H19年度同様、周知期間が短いことから、円滑な運用を図るべく、事前審査制度を現状と同様に行うことに関し、特に問題はないか。	Q48と同趣旨
50	24	建築確認期間の短縮	書面により通知を行い、相当な期間定めて、補正追加説明書を求めるとあり、相当な期間とは概ね2週間とし、この期間は法6条4項の期間に含まれている。この時4号建築物の場合、審査期間は7日である。審査期間としてどの様に解釈すればよいか？	4号建築物については、法定期間は7日であり、補正又は追加説明書を求める内容が軽微で、迅速な対応が可能であると考えられるときは、補正等の書面の交付によることとなりますが、それ以外の場合にはこれらの手続きによらず、法定通知を行うことも可能です。
51	24	確認審査期間の短縮について	標準ケースで、法第6条第4項にて規程されている審査期間(35日)には、任意通知での訂正期間(2週間程度)が含まれていて又、消防同意期間(7日)等も含まれているので、実際の審査期間は35-14-7=14日(実際は消防同意で7日以上要するケースはさらに審査期間が少なくなる)となる。さらに適判物件はその日数も含まれている。14日で意匠・設備・構造等の審査を終らせるには「確認審査等に関する指針」を改正して審査期間の短縮を計れる内容に改正する必要があるのでは？(例:設計図書相互間の不整合は設計者の責任とする。)	確認審査・適判審査・消防同意を並行で行うこと等により、審査の迅速化を図って頂きたいと考えております。消防庁から地方の消防機関に対して、消防同意手続きと確認審査の平行審査の実施の促進等に係る通知を发出しておりますので、消防機関と調整を行って下さい。また、不備の多い申請については、一般建築物用マニュアルP24に記載のとおり、35日以内での審査が困難となるケースであると考えています。
52	24	事前審査について	民間確認機関において、正式な受付の前にほぼ審査、補正が終了する事前審査制度を導入している機関がありますが、事前審査制度を導入している機関とそうでない機関では、審査期間に大きな差が生じるので、6条4項の期間を判断する場合には、事前審査制度を導入していないものとして(通常はこちら)考慮する必要があると思いますが、いかがでしょうか。	法第6条4項の期間は、民間確認検査機関には適用されません。なお、適判対象物件に係る審査日数の公表に際しては、特定行政庁及び指定確認検査機関のどちらについても対象としています。
53	25	軽微な変更に扱いについて	居室の間仕切り壁(構造耐力上主要な部分以外)の位置を変更することは、規則第3条の2第十号に該当するが、居室の面積が大きくなる場合は、採光、換気(法第28条)について、危険の度が高くなることから、計画変更を求めていたが、今回の運用改善により、再審査が必要であっても、建築基準法関係規定に適合することが明らかなもの(高度な計算や検討に該当しないものは軽微な変更として扱うことになるのか？	主要構造部及び防火上主要なもの以外である場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。なお、「軽微な変更」に該当する変更かどうかについて、建築主事等は申請者等からの相談に積極的に応じて頂きたいと考えております。
54	25	「軽微な変更」の対象となる計画の変更	適用事例を明示して頂きましたが、異種基礎(直接基礎部分と地盤改良部分)で、地盤改良がない箇所への地盤改良の設置は計画変更で該当するのでしょうか？<計画がなかった部分への新設(あらかじめの検討もなし)の場合>	規則3条の2第1項第九号の「構造の変更」に該当し、部材の強度又は耐力が減少しない場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。
55	25	「軽微な変更」の対象となる計画の変更	RC造(耐力壁あり)の建築物等で一部大梁の鉛直方向への若干の位置変更(100~200mm程度)については、規則第3条の2各号に大梁の位置変更該当号がないため、計画変更内容に該当しますか。	規則3条の2第1項第九号の「構造の変更」に該当し、部材の強度又は耐力が減少しない場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

No.	頁	質問項目	質問内容	回答
56	25	「軽微な変更」の対象の見直し	規則第3条の2第12項第一～十五号のいずれかに該当し、他の号に該当しない場合にも対象になるとのことだが、 ①たとえば、耐力壁にある開口部が大きくなる場合、採光上有利になるが、構造安全上は不利になる。どちらも建築基準関係に適合することが明らかであれば軽微な変更として扱ってよいか。 ②この解釈は従来からそうだったのか。	採光及び換気有効面積が減少するもの等、法第3条の2第13号のイからニまでに該当しないのであれば「軽微な変更」に該当しえます。従来はある号に該当しても安全上の危険の度等が高くなるものは「軽微な変更」となりませんでしたが、「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないもの」を「変更後も建築物の計画が建築関係規定に適合することが明らかなもの」と改正したことにより、いずれかの号に該当し、他の号に該当しない場合にも「軽微な変更」の対象となり得ることになりました。
57	25	「一体性のある「一の変更」の単位ごと」の定義について	間仕切壁の位置の変更に伴い、当該間仕切壁に設置されている建築設備(防火ダンパー等)の位置の変更は、一体性があり、「一の変更」とされているが、間仕切壁の位置の変更に伴い、居室面積が拡大し、採光・換気・排煙・シックハウス等の再計算が必要となった場合、これらの変更は、一体性のある「一の変更」と言えるか。1つの変更に伴って副次的に発生する他の変更は一体性があるか。	間仕切り壁の位置の変更については、主要構造部及び防火上主要なもの以外である場合であって、かつ、採光規定や換気規定等の建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。
58	25	軽微な変更の対象	規則第3条の2各号の一つに該当し建築基準関係規定に適合すればその他の号に該当しなくても「軽微な変更」として扱うとあるが、「高度な計算や検討」以外にも相当の時間を要する審査がある。申請者側が良い所取りをする可能性が高く、各機関によって取扱がバラバラになることも懸念される。	「軽微な変更」に該当するか否かは、まずは申請者等が判断することとなりますが、判断にバラツキが生じないように、計画の変更が「軽微な変更」に該当するかどうかについて、事前に建築主事等と相談・調整することが望ましいと考えております。「軽微な変更」に該当する変更かどうかについて、申請者等からの相談に積極的に応じて下さい。なお、中間検査及び完了検査において、検査をした建築物等が建築基準関係規定に適合しない場合は、是正命令等の対象となります。
59	25	軽微な変更の対象	配置の移動(軽微なもので施工誤差ではない)などは規則第3条の2各号に該当しないが「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」は多々ある。そういった場合でも計画変更と扱うのか?	「軽微な変更」の対象は、規則第3条の2第1項第一号から第十五号までのいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとなります。したがって、第一号から第十五号までのいずれにも該当しないものは「軽微な変更」とはなりません。
60	25	軽微な変更について	規則第3条の2第1項第一号から第一五項までに該当しない場合、明らかに建築基準法関係規定に適合する場合でも、計画変更で該当すると考えてよろしいですか。(小規模建築物における配置の変更、敷地面積の減少、建築物の高さの増加等)	Q59と同趣旨
61	25	軽微な変更について	合併浄化槽の型式適合認定の変更(人槽の変更がない場合)は、規則第3条の2第1項第一五項の建築設備の材料、位置又は能力の変更で該当すると考えてよろしいですか。	性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更以外であれば該当すると考えられます。
62	25	「軽微な変更」の対象の見直し	規則第3条の2第1項第一号から第十五号までのいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば「軽微な変更」となります。とあるが、事例4)RC造関係(P29)の⑤耐力壁の開口部の位置や大きさの変更で、※採光及び換気有効面積が減少するもの等、第十三号のイからニまでに該当するものは除きます。と記載しており、矛盾しているように取れるが、いかがでしょうか。	「軽微な変更」の対象は、規則第3条の2第1項第一号から第十五号までのいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとなります。規則第3条の2第1項第十三号に該当するためには、採光及び換気有効面積が減少するもの等、第十三号イからニまでに該当しないことが必要であり、一般建築物用マニュアルP29においては、その旨を明記しております。
63	25	軽微変更(位置の変更)	直接キリ、表層地盤改良から柱上改良杭へは軽微ですか。	「軽微な変更」の対象は、規則第3条の2第1項第一号から第十五号までのいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとなります。各号に該当するか否かの判断は、施行前と同様となります。
64	25	軽微変更(位置の変更)	床版天端の位置の変更は階高が変更される場合は計画変更ではないですか。	規則第3条の2第1項第十四号に該当していると考えられますので、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば、「軽微な変更」の対象となると考えられます。

No.	頁	質問項目	質問内容	回答
65	25	軽微な変更について	「規則第3条の2第1項各号の一に該当するが他の号に該当しない場合であっても、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば「軽微な変更」に該当するとのことですが、P29事例4⑤の※印の「採光及び換気に有効な面積が減少するもの等、第十三号のイからニまでに該当する場合は除きます。」とは、どのように解釈したらよろしいか。 例えば、耐力壁の開口部の位置が変更して採光補正係数が少し小さくなったが、有効採光面積は明らかに適合している場合は、「一に該当するが他の号に該当しない場合であっても、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」として「軽微な変更」と扱ってよろしいか。	Q62と同趣旨
66	25	軽微な変更について	「規則第3条の2第1項各号の一に該当するが他の号に該当しない場合であっても、建築基準関係規定に適合することが明らかな」の意味は？一の変更において、計画変更に該当するような変更が複数あるが、どれかひとつが各号のいずれかに該当すれば軽微な変更として扱えるということか？（例えば、天井高さを低くすることに伴い、換気設備能力を減少させる場合、前者は十四号に該当するが、後者は十五号の範疇を越えることとなる。しかし、もともと耐力上余裕があり、明らかに適合している場合は軽微な変更として捉えることができるということなのか？）	貴見のとおりです。ただし、「軽微な変更」は、一体性のある「一の変更」の単位ごとに判断することとなります。一体性のない変更については、各々の変更に分けて「軽微な変更」への該当の可否を判断することになると考えられます。また、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかであることが必要となります。
67	25	軽微な変更について	法、規則3条の2 三号に規定されている建築物の高さが減少する場合にそれに伴い「構造耐力上主要な部分」の断面又は鉄筋量を減少させる場合も軽微な変更となるのでしょうか。また、四号の階数が減少する場合も同様と解して宜しくのでしょうか。	「軽微な変更」は、一体性のある「一の変更」の単位ごとに判断することとなります。このため、「一の変更」にあたる場合であっても、かつ、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかであれば、貴見のとおりとなります。また、一体性のある変更に該当するかは、関係性等を踏まえて判断することとなります。
68	25	軽微な変更について	法、規則3条の2 六号に規定されている床面積の合計が減少する場合で、スパンの数が減少することによる計算ルートの変更があっても又面積の減少に伴うスパンの長さの変更が生じ 計算ルートが変わる場合、例えば鉄骨造の場合、についても軽微な変更と解して宜しいのでしょうか。	構造耐力関係については、全体架構モデルの再計算を要するものは、「建築基準関係規定に適合することが明らか」であるとはいえず、「軽微な変更」の対象とはなりません。
69	25	計画変更について	法6条1項に規定する「計画変更」については国交省令で定める軽微な変更を除くとあります。しかし、床面積が増加する、所謂 増築 については「計画変更」と解して宜しいでしょうか。	「軽微な変更」の対象は、規則第3条の2第1項第一号から第十五号までのいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとなります。「床面積の増加」についても、例えば、一般建築物用マニュアルP27に記載のとおり、庇(屋根版)の大きさの変更に伴うものは、「軽微な変更」の対象となりえます。
70	25	2)「軽微な変更」の対象となる計画の変更について	規則第3条の2第1項には該当しない変更(例:建物の位置の変更など)であっても、当該変更により「高度な計算や検討」によらず建築基準関係規定への適合が確認できれば、軽微な変更該当することとしてよいのか。	Q59と同趣旨
71	25	2)「軽微な変更」の対象となる計画の変更について	間仕切り又は天井高さの変更によるシックハウス等の換気設備の能力増加は、「高度な計算や検討」に該当せず軽微な変更としてよいのか。	Q66と同趣旨
72	25	2)「軽微な変更」の対象となる計画の変更について	建物の位置又は高さの変更などにより法律の適用が変更になった場合でも、「高度な計算や検討」が必要ない場合は、軽微な変更となるのか。 例:当初計画では法第56条第2項(後退距離の緩和)を適用していなかったが当該変更により同条同項を適用して建築基準関係規定に適合させる場合など	「軽微な変更」の対象は、規則第3条の2第1項第一号から第十五号までのいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとなります。従って、建物の位置の変更については、いずれの号にも該当しないため、「軽微な変更」の対象とはなりません。建築物の高さが減少する変更については、第三号に該当するため、法律の適用が変更になった場合でも、「高度な計算や検討」が必要ない場合は、「軽微な変更」の対象となりえます。
73	25	「軽微な変更」の対象の見直し「一の変更について」	「軽微な変更」の対象を「一の変更」ごとに判断することになっていますが、意匠の変更に伴って構造の変更をする場合、意匠の変更が軽微な変更該当すれば、構造の変更は単独では軽微な変更該当しなくても「一の変更」として軽微な変更としてよいのでしょうか。 例えば、「一の変更」の例で、間仕切り壁の位置の変更と建築設備の位置の変更をあわせて一の変更鶴とありますが、この変更に伴って構造部材(小梁断面)を小さくする変更をしようとした場合、計算により安全性が明らかであればこれを合わせて「一の変更」とし軽微な変更としてよいのでしょうか。	Q67と同趣旨

No.	頁	質問項目	質問内容	回答
74	25	軽微な変更について	「高度な計算や検討」の例において、集団規定では、日影と天空率を掲げているが、通常の道路斜線や北側斜線は「高度な計算や検討」に該当しないと考えてよいか？	貴見のとおりです。通常の道路斜線や北側斜線は「高度な計算や検討」にはあたらないと考えます。
75	25	軽微な変更について	「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」であれば、建築物の配置の変更(施行誤差でなく意図的に変更の場合)は軽微な変更として扱ってよいか？	Q59と同趣旨
76	25	軽微な変更について	「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」について、例示を掲げてあるが、その判断に差が生じないよう、具体例をもっと明示していただきたい	「軽微な変更」の対象は、規則第3条の2第1項第一号から第十五号までのいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとなります。各号に該当するか否かの判断は、施行前と同様となります。
77	25	軽微な変更について	変更の内容が規則3条の2の各号のいずれかに該当したとしても、元の確認申請とまったく異なる計画となるような場合でも、「一の変更」に含めて軽微な変更とみなすべきか？(計画変更の内容と軽微変更の複合の場合)	「軽微な変更」は、一体性のある「一の変更」の単位ごとに判断すると考えられます。一体性のない変更については、各々の変更に分けて「軽微な変更」への該当の可否を判断することになると考えられます。
78	25	軽微な変更の対象となる計画変更	「一の変更」の適用範囲が曖昧でわかりにくい。(拡大解釈をすると全てが一の変更とみれる可能性がある)規則本文が大幅に改正されていないのに、軽微な変更の範囲を広げると、逆に混乱し、竣工間際で軽微な変更の扱い上のトラブルになる可能性が高くなる。	「軽微な変更」に該当するか否かは、まずは申請者等が判断することとなりますが、判断にバラツキが生じないよう、計画の変更が「軽微な変更」に該当するかどうかについて、事前に建築主事等と相談・調整することが望ましいと考えております。「軽微な変更」に該当する変更かどうかについて、申請者等からの相談に積極的に応じて下さい。なお、中間検査及び完了検査において、検査をした建築物等が建築基準関係規定に適合しない場合は、是正命令等の対象となります。
79	25	軽微な変更の取扱いについて	軽微な変更で建築計画概要書の内容が変更となる場合の行政報告は不要と考えて良いか？(役所で閲覧される概要書と実際の建築物の概要に相違が生じる)	貴見のとおりです。なお、本扱いは、今回の改正で変更されるものではありません。
80	25	軽微な変更の取扱いについて	消防法に関する設備の変更に対する軽微な変更」に該当するか否かの見極めはその都度、消防機関の判断に委ねるのか？又は、全て計画変更とするのか？(一の変更と見なせない場合)	「軽微な変更」の対象は、規則第3条の2第1項第一号から第十五号までのいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとなり、「軽微な変更」に該当するか否かの判断は、施行前と同様となります。
81	25	軽微な変更の取扱いについて	消防法以外の建築基準関係規定及び関係条例に関する変更に関しては、計画変更と見なしてよいか？(一の変更と見なせない場合)	「軽微な変更」の対象は、規則第3条の2第1項第一号から第十五号までのいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとなり、「軽微な変更」に該当するか否かの判断は、施行前と同様となります。
82	25	軽微な変更	一連の複数の変更がある場合、変更項目のうちのいずれかが規則のいずれかの号に該当すればよいという解釈のようですが、「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」とは、その代表的な変更項目のみにかかりますか？それとも「一の変更」全体にかかりますか？ご教示ください。	「軽微な変更」は、一体性のある「一の変更」の単位ごとに判断すると考えられます。一体性のない変更については、各々の変更に分けて「軽微な変更」への該当の可否を判断することになると考えられます。また、「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」とは「一の変更」全体にかかります。

No.	頁	質問項目	質問内容	回答
83	25、31	軽微な変更について	「一の変更」の単位について、天井が高くなった変更により、建築物の高さが高くなった場合、斜線の検討が「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」であれば、軽微な変更と扱ってよいか？	貴見のとおりです。ただし、「軽微な変更」は、一体性のある「一の変更」の単位ごとに判断すると考えられます。一体性のない変更については、各々の変更に分けて「軽微な変更」への該当の可否を判断することになると考えられます。また、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかであることが必要となります。
84	25、31	軽微な変更について	「一の変更」の単位について、天井が高くなった変更により、シックハウスの気積が増える場合で、シックハウスの換気回数の検討が「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」であれば、軽微な変更と扱ってよいか？	貴見のとおりです。ただし、「軽微な変更」は、一体性のある「一の変更」の単位ごとに判断すると考えられます。一体性のない変更については、各々の変更に分けて「軽微な変更」への該当の可否を判断することになると考えられます。また、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかであることが必要となります。
85	26	「軽微な変更」の対象の見直し「微小なレベルの変動」について	「規則第3条の2第1項第九号の「強度又は耐力が減少する変更」には、当該部材の微小なレベルでの強度又は耐力の数値が変動する場合も含まれると考えられます。」とありますが、微小な変動(減少)も許容することができないと読めませんがよろしいか。	「微小なレベルでの強度又は耐力の数値が変動」であれば、規則第3条の2第1項第九号の構造耐力に係る部分の構造の変更に該当します。
86	26	「軽微な変更」の対象の見直し「微小なレベルの変動」について	・・・「強度又は耐力が減少する変更」には、当該部材の微小なレベルでの強度又は耐力の数値が変動する場合も含まれると考えられます。同様に、同項第八号の「応力度の変動がない場合」についても、微小なレベルでの応力度の数値が変動する場合も含まれると考えます。と記載されています。前半と後半との表現が、相違しているように見えます。前半の「強度又は耐力が減少する変更」は、「強度又は耐力が減少しない変更」のように思えます。	Q85と同趣旨
87	26	「軽微な変更」の対象の見直し「微小なレベルの変動」について	引用している技術的助言の前段では「当該部材の強度又は耐力が減少しない場合であって」とあるが、微小なレベルの減少がこれらに含まれるということでしょうか。また、「微小なレベル」の判断基準を示していただきたい。	「微小なレベルでの強度又は耐力の数値が変動」であれば、「軽微な変更」に該当することとなります。「微小なレベル」の判断は、個別の計画による(設計上の余力と変更の内容)と考えられますので、一概に判断基準を示すことはできません。
88	26	「軽微な変更」の対象の見直し「微小なレベルの変動」について	規則第3条の2第1項第九号及び第八号の解説で、微小なレベルでの強度又は耐力の変動及び、微小なレベルでの応力度の変動は軽微な変更に含まれると考えてよいとありますが、「微小なレベル」とはどの程度のことが具体例を示してください。例えば、確認時に強度又は耐力に十分余裕のある場合とそうでない場合で変えるべきなのか。	Q87と同趣旨
89	26	軽微な変更	第9号の「強度又は耐力が減少する変更」には、部材の微小なレベルでの強度又は耐力の数値が変動する場合も含まれる。とは、少しでも数値が減少する場合は第9号には該当しないため、計画変更が必要と言う事でよろしいでしょうか？	Q85と同趣旨
90	27	軽微な変更について	事例2:小梁・床版・屋根版等関係①底(屋根版)の大きさの変更、事例7:一般構造関係⑤底の大きさの変更 のように底の大きさの変更は、例えば、出幅1mから1.5mの変更であれば、建築基準関係規定に適合することが明らかであっても、規則第3条の2第1項第一号から第十五号までのいずれかに該当していないので(建築面積が増加)、計画変更として扱うことになるのでしょうか？	「軽微な変更」の対象は、規則第3条の2第1項第一号から第十五号までのいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとなります。したがって、底(屋根版)の大きさの変更については、「床面積の増加」を伴うものについても、変更後の計画が建ぺい率・容積率等の建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば、「軽微な変更」の対象となります。

No.	頁	質問項目	質問内容	回答
91	27	1)事例1:基礎杭関係②基礎杭の構造の変更(杭径の変更や材種、工法の変更を含む。)の扱い	規則第3条の2第9号では建築材料の変更が除外されていますが、この括弧書きで材種、工法の変更を含むとあります。鋼管杭から場所打ちコンクリート杭への変更も軽微な変更としてよろしいのでしょうか。	建築材料の変更に該当するため、規則第3条の2第九号には該当しません。
92	27	軽微な変更	マニュアル記載事項以外に、実際によく起こりそうな変更事項についての具体例を示して、軽微変更または計画変更のどちらで扱うべきかを明示して頂きたい。	「軽微な変更」の対象は、規則第3条の2第1項第一号から第十五号までのいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとなります。各号に該当するか否かの判断は、施行前と同様となります。
93	27	軽微な変更	杭の材種、工法の変更が認められる解釈ですが、次の2事例が軽微な変更にあたるかご教えてください。 ① 既成杭から場所打ち杭への変更 ② RC杭から鋼管杭への変更	①については、基礎杭の強度又は耐力が減少しない場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。 ②については、建築材料の変更にあたるため、規則第3条の2第九号には該当しません。
94	29	軽微な変更について	間仕切壁の位置の変更に伴い、例えば、共同住宅の容積対象面積が増加する場合も、軽微な変更と解して宜しいでしょうか。	間仕切壁の位置の変更については、主要構造部及び防火上主要なもの以外である場合であって、かつ、採光規定や換気規定等の建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。共同住宅の容積対象面積が増加についても、容積率等の建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。
95	29	軽微な変更について	当初の確認時に床面積に算入されていなかった部分が、間仕切壁の位置の変更に伴い、床面積が増加する場合でも一号～十五号の1に該当する場合は、軽微な変更と解して宜しいでしょうか。	Q94と同趣旨
96	29	構造関連の計画変更について	軽微な変更の適用事例で、事例4:RC造関係において、「……部材の強度又は耐力が減少しない場合であって、……」と規定されています。しかし、規則3条の2 一号～十五号の1に該当すれば他に該当しなくても軽微変更とご説明でしたが、「構造耐力上主要な部分」の強度又は耐力の減少がある場合は計画変更と解して宜しいでしょうか。	Q67と同趣旨
98	29	4)事例4:RC造関係⑤耐力壁の開口部の位置や大きさの変更の扱い	規則第3条の2第13号のイからニまでに該当し除外された場合であっても、他の各号のいずれかに該当し、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかな場合は「軽微な変更」となることよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。ただし、「軽微な変更」は、一体性のある「一の変更」の単位ごとに判断すると考えられます。一体性のない変更については、各々の変更に分けて「軽微な変更」への該当の可否を判断することになると考えられます。
99	29	5)事例5:防火避難関係 ①間仕切りの位置の変更の扱い	上記記載部分では間仕切りの位置の変更(防火上主要なもの以外である場合は)軽微変更にあたるかとありますが、元の確認の計画がまったく変わってしまい、再度、建築基準法に適合しているかどうかを確認する必要があるような変更も軽微変更にあたるということになるのか(元の計画とまったく変わってしまうような間仕切り変更、躯体は変わらないが、間仕切りのほとんどが変更となり、もとの計画とは異なった計画となる場合)	間仕切りの位置の変更については、主要構造部及び防火上主要なもの以外である場合であって、かつ、採光規定や換気規定等の建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。
100	29	5)事例5:防火避難関係 ①間仕切りの位置の変更の扱い	上記記載部分では間仕切りの位置の変更(防火上主要なもの以外である場合は)軽微変更にあたるかとありますが、間仕切りの変更以外の部分が1号から15号に該当した場合(例えば天井高さの変更を伴うとか、建築設備の能力が低下しない位置の変更の場合)は防火上主要な間仕切りの位置の変更(取止めを含む)であっても建築基準法に適合することがあきらかであれば、防火上主要な間仕切りの変更も軽微な変更として扱えるという理解でよいか	「軽微な変更」は、一体性のある「一の変更」の単位ごとに判断すると考えられます。一体性のない変更については、各々の変更に分けて「軽微な変更」への該当の可否を判断することになると考えられます。

No.	頁	質問項目	質問内容	回答
101	29	軽微な変更	自主的に防火設備としていた開口部(延焼線外の外壁の開口部や、竪穴区画)を防火設備ではない開口部に変更する場合は、第13号の開口部の位置及び大きさの変更として軽微な変更として扱えますか？	規則3条の2第十三号のイからニまでに掲げるものに該当せず、かつ、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば、「軽微な変更」の対象となります。
102	30	規則第3条の2「計画変更に係る確認を要しない軽微な変更」	規則第3条の2第1項十五号で建築基準法関係規定に適合することが明らかでも、建築設備(換気設備等)の能力が減少した場合は軽微な変更には該当しないのですか？ 例：戸建て住宅に設置する法28条の2第3号に定める換気設備で当初の計画と異なる機種を設置したことにより有効換気量が減少したが、必要有効換気量以上の場合	貴見のとおり、「軽微な変更」には該当しません。
103	30	軽微な変更の適用事例に関すること	建築確認手続き運用改善マニュアル「一般建築物用」P.30 建築設備の浄化槽の変更について、大臣認定された浄化槽の場合は、「材料、位置又は能力」について認定されているため建築基準関係規定に適合することが明らかであれば人層、メーカー、処理方式の変更については軽微変更となりますか	性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更以外であれば該当すると考えられます。
104	31	軽微な変更について	軽微な変更の適用事例 事例7:一般構造関係 ③構造耐力上主要な部分に該当しない階段の段数及び構造の変更について、「構造耐力上主要な部分に該当しない階段」はどのような階段を意図されていますか。	耐力壁等の建築物の自重等を支える構造耐力上主要な部分と構造上独立している階段を想定しています。
105	31	軽微な変更について	法、規則3条の2 一号～十五号までの1に該当すれば他の号に該当しなくても軽微な変更となる、との説明だったと思います。青本 マニュアルp31「底の大きさの変更」の場合に建築面積又は床面積若しくはその両方が増加する場合であっても軽微な変更となるのでしょうか。	Q90と同趣旨
106	31	構造耐力上主要な部分に該当する階段について	令1条三号の「構造耐力上主要な部分」には階段は含まれていません。軽微な変更の適用事例 事例7:一般構造関係に記載のある階段は具体的にどのような階段を規定しているのでしょうか、ご教示ください。 また、③構造耐力上主要な部分に該当しない階段の段数及び構造の変更 構造耐力上主要な部分以外の階段についてもご教示ください。	一般建築物用マニュアルにおいては、耐力壁等の建築物の自重等を支える構造耐力上主要な部分と構造上独立しているものを「構造耐力上主要な部分に該当しない階段」と想定しています。また、耐力壁等の建築物の自重等を支える階段を「構造耐力上主要な部分に該当する階段」と想定しています。
107	9	「(2)運用改善の詳細、1」補正対象について	6行目において、「建築主事等の指摘による建築計画を建築基準関係規定に適合させるために必要な修正箇所が「補正」の対象と考えられます。」とあるが、現申請で基準法NGの計画について、主事指摘により適法に修正する場合、どの程度までが追加補正可能ですか。例えば、構造図、構造計算書が大幅(モデル変更、一貫計算やり直し等)に変更される場合も追加補正が可能と考えるのですか。	指針告示第一第5項第四号の規定により、確認審査を行っている期間中において申請者等が申請等に係る建築物等の計画を変更しようとするときは、当該確認審査に係る訂正等は認められません。このため、補正の対象となりうるかどうかの判断は、当該補正の内容が「建築物等の計画の変更」に該当するものなのかどうかにかかるとなります。なお、申請書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画を確定していると認められない申請図書等は、従前のとおり、適正な確認申請書とは認められませんので、提出されれば確認審査は終了することとなります。
108	9	補正対象について	「…建築基準関係規定に適合させるために必要な修正箇所が「補正」の対象と考えられます。」となっていますが、建築基準関係規定に違反または抵触している計算を適合するように補正することが認められるのでしょうか。	Q107と同趣旨
109	9	追加説明書の内容についての判断と法定通知	構造計算適合性判定機関からの追加説明を求められた場合で、補正の期限として設定した日(期限日)に追加説明資料を主事が受け適判機関に送付した場合、書類送付が郵送等の場合では適判機関への到達日は期限日を越えてしまうことが考えられるが法定通知を行うことは可能ですか。 (追加説明の内容が不十分である場合かの判断は適判機関でしかできません。)	申請者等に追加説明書を求めるのは、構造計算適合性判定機関ではなく、建築主事等であるため、申請者等が追加説明書を提出する期限を定めるのも、建築主事等です。当該期限内に追加説明書の提出がなされた場合にあっては、正当な理由がない限り、法定通知を行うことはできません。当該期限を過ぎても申請者より追加説明書の提出がなされなかった場合や追加説明書の提出がなされてもその内容が不十分である等正当な理由がある場合については、法定通知を行うことが可能となります。なお、建築確認審査の迅速化を図るため、申請者等は、追加説明書の内容等について建築主事等や構造計算適合性判定機関と事前調整を十分に行うことが望ましいと考えられます。

No.	頁	質問項目	質問内容	回答
110	11	法定通知を行う場合の「正当な理由」について	補正等の書面の交付を行う前に、法定通知(期限通知)を行うことは可能でしょうか。 理由1:②で、申請者等の補正若しくは追加説明書の内容が不十分な場合は法定通知を行う場合の正当な理由に該当するとなつていまして、補正等の書面の交付を行わずに、申請書等の不備又は記載事項の不明な点があるとして、法定通知は可能であると解釈してよいでしょうか。 理由2:4号建築物以外の場合でも、不備や記載事項の不明な点が多数あり、審査に3週間要した場合、補正等の書面の交付で2週間の補正期限を設定すると法定期限を越えてしまいます。このため、4号建築物以外の場合も4号建築物の場合と同様に補正等の書面の交付を行わずに法定通知を行うことが可能であると解釈してよいでしょうか。	Q18と同趣旨
111	11	法定通知を行う場合の「正当な理由」について	法定通知(期限通知)の期限は、補正等の書面の交付の目安の2週間を超えて設定することは可能でしょうか。	法定期間内に建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない等正当な理由がある場合にあっては、法定通知を行うこととなり、以降の期間は法定期間に含まれないこととなります。したがって、法定通知により補正等を求めた場合にあっては、その期限は、建築主事等の判断により任意に定めることが可能です。
112	11	法定通知を行う場合の「正当な理由」について	法定通知の場合においても、補正等の書面の交付同様、補正等を求めることが可能でしょうか。	従前通り、可能です。なお、法定通知を行うことができるのは、法定期間内に建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない等正当な理由がある場合に限られます。正当な理由がない場合には、書面の交付により、補正等を求めることとなります。
113	25	軽微な変更について	「建築基準関係規定に適合することが明らかな場合」について「高度な計算や検討によらず建築基準関係規定への適合が確認できるもの」として3つの事例をあげているが、それ以外に考えられる事例についてあれば示してもらいたい。前願の申請と平面計画がまったく変更となり、建築基準関係規定に適合しているかどうかを全体について審査するようなものを含められるという考え方でよいか。	「軽微な変更」の対象は、規則第3条の2第1項第一号から第十五号までのいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとなります。したがって、第一号から第十五号までのいずれにも該当しないものは「軽微な変更」とはなりません。また、「軽微な変更」は、一体性のある「一の変更」の単位ごとに判断することとなります。一体性のない変更については、各々の変更に分けて「軽微な変更」への該当の可否を判断することになると考えられます。
114	25	軽微な変更について	「一の変更」について、例えば、「採光上の開口部」は施行規則第3条の2第1項第13号の規定には該当しないため、計画変更を要するものとなるが、「基準法に適合していることが明らかであり、その開口部と同じ外壁面の給気口を移動させた場合は15号の設備の位置の変更となる。これらを併せて「一体性」のある「一の変更」として扱い、「軽微な変更」に該当するという理解でよいか。 また、「防火上主要な間仕切壁の位置の変更」は施行規則第3条の2第1項第十号の規定には該当しないため、計画変更を要するものとなるが「基準法に適合していることが明らかであり、その間仕切りに面する室の換気口の位置をかわせて変更する場合は15号の設備の位置の変更となる。これらを併せて「一体性」のある「一の変更」として扱い、「軽微な変更」に該当するという理解でよいか。 すなわち、主たる変更が規則第3条の2各号に該当していないとしても、その部分が「明らかに適合」と判断できるものであり、その変更によって付随する変更ではない(自動的に変更されるものではなく、意図的に変更する場合は「一体性」のある「一の変更」として扱えるか。	「軽微な変更」は、一体性のある「一の変更」の単位ごとに判断することとなります。一体性のない変更については、各々の変更に分けて「軽微な変更」への該当の可否を判断することになると考えられます。一体性のある「一の変更」とは、例えば、間仕切壁の位置の変更に伴い、「付随的」に建築設備の位置が変更される場合が該当します。「付随的」ではない変更は、一体性のある「一の変更」には該当しません。
115	25	軽微な変更について	④確認の特例物件の場合、一体性のある一の変更において変更項目として、特例の適用を受けるために審査の対象とならない部分と審査を行う部分が混在しているときに、特例適用部分は軽微な変更で該当することとなるが(改正前の軽微な変更の扱いが規則3条の2の各号には当てはまらない項目の場合)、審査の対象とされる部分が計画変更を要する(規則3条の2の各号に該当しないが、基準法に適合することは明らかである場合)と判断されるときは計画変更となるか、軽微変更かどちらか。	特例が適用される規定に係る変更のみの場合は、計画の変更に係る確認は必要ありません。特例が適用される規定に係る変更とそれ以外の変更が混在しており、各々の変更同士に一体性がある場合にあっては、特例が適用される規定に係る変更が規則3条の2の各号のいずれかに当てはまれば、それ以外の変更が各号に当てはまらなくとも、建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば、軽微な変更で該当します。特例が適用される規定に係る変更及びそれ以外の変更のどちらも、規則3条の2の各号のいずれにも当てはまらない場合については、軽微な変更には該当しません。
116	25	軽微な変更について	製造者認証物件において用途・規模・外形に変更はないが、例えば、製造者認証(耐震建築物)から製造者認証(制震建築物)に変更された場合には、製造者認証番号が異なる変更は計画変更か軽微変更かどちらの扱いとなるのか。(実体としては、耐震部材を部分的に制震部材で置き換える変更のみのもの)同様に、製造者認証で昇降機付(計画では昇降機の設置なし)の認証番号から昇降機なしの認証番号への変更のように計画自体がまったく変わらないが認証番号が変更になるものは計画変更となるのか(認証番号の変更は規則3条の2の各号の項目にはない)	計画の変更に係る確認が必要となります。
117	25	軽微な変更の取り扱い	計画変更に係る確認を要しない軽微な変更の取り扱いで、規則第3条の2第二号では、敷地面積が増加する場合のみ軽微な変更と扱われるのか?他に変更事項がない場合、敷地面積減は全て計画変更となるか?	計画の変更に係る確認が必要となります。

No.	頁	質問項目	質問内容	回答
118	25 小 16	軽微な変更について	2. (1)1) (一般: 3. (1)1)) 規則第3条の2第1項第一号から第十五号までのいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば「軽微な変更」となります。同項各号の一に該当するが他の号に該当しない場合であっても、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば、「軽微な変更」に該当することになります。 とある部分ですが、詳細な解説をお願いしてよいでしょうか？ 計画変更手続きが必要な項目と計画変更手続きが不要な軽微な変更の項目の両方が存在する場合、軽微な変更で対応可能、と読めてしまうと考えますがいかがでしょうか？ 次の例の場合は、どちらが、上に引用した、「同項各号の一に該当するが他の号に該当しない」にあたりますか？ 1. 「間仕切り壁の位置の変更」(一般p29 5)①)及び「小梁の位置の変更」 (一般P28 2)②) 2. 「間仕切り壁の位置の変更」(一般p29 5)①)及び「大梁の位置の変更」	「軽微な変更」の対象は、規則第3条の2第1項第一号から第十五号までのいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとなります。また、「軽微な変更」は、一体性のある「一の変更」の単位ごとに判断することとなります。したがって、規則第3条の2第1項第一号から第十五号までの各号のいずれかに該当する変更に伴い、各号のいずれにも該当しない変更が生じる場合であっても、当該変更が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば、「軽微な変更」の対象となります。
119	27	軽微な変更 1)事例1、②基礎杭の工法変更について	1つの支点において、場所打ちコンクリート杭1本からPHC杭5本に変更する事も軽微な変更の対象となるのか？その場合、基礎杭の強度が減少しない事の確認は、変更前後でどのように比較するのか？場所打ち杭1本≒PHC杭5本分であればよいのか？	基礎杭の強度又は耐力が減少しない場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。基礎杭の強度又は耐力が減少しないことの確認は、検査の際に軽微な変更説明書により行うこととなりますが、申請者等は、計画の変更が「軽微な変更」に該当するかどうかについて、事前に建築主事等と相談・調整することが望ましいと考えておりますので、申請者等の事前相談等に積極的にご対応下さい。
120	27	軽微な変更 1)事例1、③地盤改良の工法の変更について	浅層混合処理工法(表層改良)から深層混合処理工法(柱状改良)への変更で、地盤の強度が減少しなければ軽微な変更の対象となりますか？その場合の地盤の強度が減少しないことの確認はどのように行うのでしょうか？	地盤の強度又は耐力が減少しない場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。地盤の強度又は耐力が減少しないことの確認は、検査の際に軽微な変更説明書により行うこととなりますが、申請者等は、計画の変更が「軽微な変更」に該当するかどうかについて、事前に建築主事等と相談・調整することが望ましいと考えておりますので、申請者等の事前相談等に積極的にご対応下さい。
121	27	軽微な変更 4)事例4、③鉄筋の定着方法の変更について	定着長さを40dから35dへの変更、若しくは40dから定着板への変更は、軽微な変更の対象になるか？また、定着長さの変更に伴う計算ルートの変更(ルート2からルート3へ変更)は軽微な変更の対象になるか？	構造計算がルート3である場合において定着長さを40dから35dとする変更は、部材の強度又は耐力が減少するため、「軽微な変更」の対象とはなりません。定着長さを40dから定着版とする変更は、部材の強度又は耐力が減少しない場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。また、計算ルートの変更を伴う場合は、「軽微な変更」の対象とはなりません。
122	27	軽微な変更 4)事例4、⑤耐力壁の開口部の大きさの変更について	剛性が同等、あるいは耐力が同等以上であることの確認はどのように行うのか？ また、剛性が同等ということは、微小な剛性の増減は許容するということだと思うが、その許容値は？ また、計算ルートがルート2で、偏心率がぎりぎりクリアーしていた場合に上記変更を行うのは、剛性の微小な変更により偏心率がクリアーするか容易に判断できないときは、軽微な変更の対象とならないと考えてよいか？	剛性が同等、あるいは耐力が同等以上であることの確認は、検査の際に軽微な変更説明書により行うこととなりますが、申請者等は、計画の変更が「軽微な変更」に該当するかどうかについて、事前に建築主事等と相談・調整することが望ましいと考えておりますので、申請者等の事前相談等に積極的にご対応下さい。微小なレベルでの強度又は耐力の数値変動については、「設計上の余力」等から判断すべきものと考えられます。
123	30	軽微な変更の適用事例に関すること	事例6:設備関係に関連し、浄化槽の次の計画を変更する場合は、軽微な変更該当しますか？ 建築基準法施行令第35条第1項の認定を受けた5人槽の浄化槽のメーカーの変更(但し、5人槽ということには変わりはないが、放流水のBOD数値やBOD除去率といった能力が、基準内ながらメーカーにより異なる。処理方式は同様とする) 1. 浄化槽のメーカー変更で、BODの数値が、10mg/L → 20mg/L 増加側への変更。但し基準内(90mg/L)。 2. 浄化槽のメーカー変更で、BODの数値が、20mg/L → 10mg/L 減少側への変更。 能力の変更は、「人槽」でとらえるのか、「BOD数値」等でとらえるのか？	浄化槽の変更は、性能が低下する変更以外の場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。浄化槽に係る性能については、「人槽」及び「BODの数値」等でとらえることとなります。
124		法定通知の行政報告について	法定通知は法第6条の2第9項に基づく通知ということですが、当該通知書を交付した場合、全て補正等で最終的には適法な計画となる場合においても、同条の2第10項の行政報告はその都度必要だと読み取れます。確認機関側の事務処理及び報告受領側の行政の事務処理は審査途中段階では無意味な作業だと思います。その作業を軽減するためには、審査途中段階の行政への報告は不要と考えてよろしいですか？	法定通知を行った場合は、特定行政庁に必要な書類の提出が必要となります。なお、今回の運用改善により、申請者等による申請図書等の補正等は、「正当な理由」がなければ、書面の交付により求めることとしており、この場合、特定行政庁への書類の提出は不要となります。
125	質疑	確認検査の迅速化 質疑No.15	確認検査の迅速化 質疑No.15の質問に対する回答に、一般建築物のマニュアルP24に法定期間内に審査が終了しない場合には法定通知を行うこととなる旨の記載があるが、当該ページにそのような記載が見当たらない。どの記載内容を指しているのか。また、回答の前段にある35日以内に確認済証の交付ができない場合は、後段にある審査が終了しない場合には該当しないのか。 審査期間が35日を超える場合には期間延長通知を行うこととなる、とされているが、期間延長は、一定の要件に該当し、かつ合理的な理由がなければすることができない。この要件に該当しない場合はどうするのか。本来期間延長は、審査にあたり調査・検討を要する場合に審査機関が使用できるものであって、書類の不備が多い場合にこれを補正させるためのものではないと思われる。「通知を行うこととなる」というのは法律上の義務ではないものを、義務づけがされているように誤解を招く表現ではないか。	法定通知を行う場合は、「正当な理由」がある場合に限られ、「正当な理由」としては、法定期間内に建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない場合等が挙げられます。なお、法定期間については、構造計算適合性判定を要する建築物で大臣認定プログラムを用いずに構造計算を行っている場合で合理的な理由があるときは、最大70日まで延長することができます。「合理的な理由」には、通常の審査方法では35日以内に審査が終了しない場合も該当します。

No.	頁	質問項目	質問内容	回答
126	質疑	確認検査の迅速化 質疑No.69、No.90	<p>確認検査の迅速化 質疑No.69、No.90の庇が大きくなることによる床面積や建築面積が増える変更について。構造上問題がなく、『変更後の計画が建ぺい率・容積率等の建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば、「軽微な変更」の対象となります。』と回答されています。</p> <p>しかし、建築面積や床面積の変更は規則3条の2第1項第五号、第六号により面積が減少する場合のみ軽微な変更の対象になるとされています。そのため、面積が増加する変更は計画変更になるのではないのでしょうか？もし軽微な変更になるのであれば、規則の改正が必要だと思いますが、いかがでしょうか？</p> <p>また、建築面積、床面積の増加が軽微な変更になる場合、どの程度までの変更なら軽微な変更になるのでしょうか？マニュアルでは庇が大きくなる場合の例が載っていましたが、庇の場合のみ増築でも軽微な変更になるのでしょうか？例えば木造住宅で押入れや床の間を増やしたり(1.66～3.31㎡の増築)、一部屋増やす場合(13.25㎡の増築)でも、建築基準関係規定に適合していれば軽微な変更になるのでしょうか？</p> <p>今までであれば床面積が増える変更は計画変更に該当するため、軽微な変更と計画変更の分け方がはっきりしていましたが、面積が増えても軽微な変更になると軽微な変更と計画変更の境界が全く分かりませんので、境界をはっきり示していただけないでしょうか？</p>	<p>「軽微な変更」の対象は、規則第3条の2第1項第一号から第十五号までのいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとなります。また、「軽微な変更」は、一体性のある「一の変更」の単位ごとに判断することとなります。したがって、規則第3条の2第1項第一号から第十五号までの各号のいずれかに該当する変更に伴い、各号のいずれにも該当しない変更が生じる場合にあっては、当該変更が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば、「軽微な変更」の対象となります。庇(屋根版)の大きさの変更については、第八号の「位置の変更」に該当するため、当該変更に伴い床面積・建築面積が増加しても、屋根版及び当該屋根版に接する梁や柱等の部材以外に応力度の変更がなく、また、それらの部材の安全性が許容応力度計算により確認できる場合、かつ、建ぺい率、斜線制限等の建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。</p>
127	質疑	確認検査の迅速化 質疑No.90	<p>確認検査の迅速化 質疑No.90の回答について、「床面積の増加」は規則第3条の2第1項各号に該当しないので、建築基準関係規定に適合することが明らかなでも、「軽微な変更」の対象とはならないのではないのでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。ただし、「軽微な変更」は、一体性のある「一の変更」の単位ごとに判断することとなります。したがって、規則第3条の2第1項第一号から第十五号までの各号のいずれかに該当する変更に伴い、各号のいずれにも該当しない変更が生じる場合にあっては、当該変更が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば、「軽微な変更」の対象となります。</p>